

奈良工業高等専門学校広報室規程

令和8年1月15日制定

(設置)

第1条 本校の包括的な広報体制を構築するために、奈良工業高等専門学校教員組織規程（平成20年1月27日制定）第7条第1項第三号の規定に基づき、校長のもとに広報室（以下「室」という。）を置く。

(目的)

第2条 室は、本校の広報活動を推進することにより、教育、研究、地域貢献等の活動を学内外に広く公開するとともに、本校の認知度向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報の企画立案、実施に関すること。
- 二 公式ホームページの制作、管理及び運用に関すること。
- 三 広報誌等（入試関係ポスター等の印刷物含む）の編集及び発行に関すること。
- 四 公開講座、出前授業等の連携調整に関すること。
- 五 入試広報の企画立案、実施に関すること。
- 六 広報に係る学内関係部署及び外部機関等との連絡調整及び連携に関すること。
- 七 広報活動の充実及び情報共有化を図るための情報収集に関すること。
- 八 その他広報活動に関すること。

(組織)

第4条 室は、次の各号に掲げる者（以下、「室員」という。）をもって組織する。

- 一 統括責任者
- 二 室長
- 三 副室長
- 四 一般教科及び専門各学科主任
- 五 奈良工業高等専門学校教員組織規程（平成20年1月27日制定）第9条に規定する各部門の構成員の中から各部門長が指名する者 各1名
- 六 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者 1名
- 七 各課長
- 八 総務課事務職員のうち総務課長が指名する者 若干名
- 九 学生課事務職員のうち学生課長が指名する者 若干名
- 十 その他校長が必要と認める者

(統括責任者)

第5条 室に統括責任者を置き、副校長（総務・広報担当）をもって充てる。

- 2 統括責任者は、室の業務を統括する。

(室長)

- 第6条 室に室長を置く。室長は、専任教員のうちから校長が指名する。
- 2 室長は、室の業務の指揮・運営を行う。
- 3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

- 第7条 室に副室長を置く。副室長は、室員のうちから室長が指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。
- 3 副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第7条 室において次の各号に掲げる事項を審議するために運営委員会を置く。

- 一 広報に係る戦略及び基本計画に関すること。
- 二 広報活動の統括、自己点検に関すること。
- 2 運営委員会は、以下の者をもって充てる。
- 一 統括責任者
- 二 室長
- 三 副室長
- 四 各課長
- 3 運営委員会に委員長を置き、前項第一号の者をもって充てる。
- 4 その他、運営委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(専門部会)

- 第8条 室に専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会について必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

- 第9条 室に関する事務は、学生課の協力を得て総務課が行う。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校広報委員会センター規程（平成30年3月27日制定）は廃止する。